お 知 ら せ

令和８年４月１日付け

競争入札等参加資格者定時（追加）登録申請

（工事・建設関連サービス：令和　８　年度　追加登録
役務（一般サービス業）：令和８～１１年度　定時登録）

１　定時（追加）登録申請受付期間

令和８年２月１６日（月）～令和８年３月１３日（金）

※　原則、郵送による申請となります（令和８年３月１３日までの消印有効）
※　受付期間を過ぎたもの（郵便料金の不足等を理由に差出人に返送されたことにより受付期間を過ぎた消印が押印されたものを含む。）は受付できません。

２　申請方法

当公社のホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、**下記の必要書類**を同封して郵送してください。
【 ダウンロード期間：令和８年２月１２日（木） ～ 令和８年３月１３日（金）】

①　競争入札等参加資格者登録申請書【申請工種（業種）に対応する様式を選択】
②　使用印鑑届出書（兼　委任状）【申請工種（業種）に対応する様式を選択】
③　札幌市の競争入札参加資格認定通知書（写）**【登録有効期間に令和８年４月を含むもの】**
④　資本関係及び人的関係に関する申告書【「工事・建設関連サービス」のみ提出が必要】
⑤　電子契約利用申出書【電子契約の利用を希望する場合】**【２０２６年１・２月に別途提出済みの場合は今回に限り不要とします。】**

３　登録申請の結果について

これまで当該申請者へ登録通知書により結果通知を行っていましたが、今回より登録通知書を廃止します。新たに資格者名簿を３月下旬からホームページ上で公開しますので、当該申請者は各自でご確認をお願いいたします。なお、申請者が登録資格を有しないと決定した場合は、従来通り不登録通知書により当該申請者に、その旨通知いたします。

【問い合せ先】一般財団法人 札幌市住宅管理公社 総務課 契約担当係
TEL ０１１－２１１－３３８１

定時（追加）登録申請に係る提出書類等について

<table>
<tr><th></th><th>申請者が希望する競争入札等参加資格者登録の内容等</th><th>左記に対応する必要な手続き等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">工事・建設関連サービス</td><td>「工事（機械設備を除く）」で、令和８年度の登録（追加登録）を希望する場合</td><td>下記①～⑤の提出（追加登録申請）が必要
①　令和８年度競争入札等参加資格者登録申請書【工事（機械設備を除く）専用】Ａ２票
②　使用印鑑届出書 Ｂ２票
③　令和８年度札幌市の競争入札参加資格　認定通知書（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の写し
※ただし、登録有効期間に令和８年４月を含むものに限る
④　資本関係及び人的関係に関する申告書（ Ｃ票 ）
⑤　電子契約利用申出書（ Ｄ票 ）</td></tr>
<tr><td>「機械設備工事」で、令和８年度の登録（追加登録）を希望する場合</td><td rowspan="2">下記①～⑤の提出（追加登録申請）が必要
①　令和８年度競争入札等参加資格者登録申請書【機械設備工事 及び 設計・監理専用】Ａ３票
②　使用印鑑届出書 兼 委任状　Ｂ３票
③　令和８年度札幌市の競争入札参加資格　認定通知書（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の写し
※ただし、登録有効期間に令和８年４月を含むものに限る
④　資本関係及び人的関係に関する申告書（ Ｃ票 ）
⑤　電子契約利用申出書　Ｄ票</td></tr>
<tr><td>「設計・監理」で、令和８年度の登録（追加登録）を希望する場合</td></tr>
<tr><td>役務（一般サービス）</td><td>令和８～１１年度の登録（定時登録）を希望する場合</td><td>下記①～④の提出（定時登録申請）が必要
①　令和８～１１年度競争入札等参加資格者登録申請書【役務（一般サービス業）専用】Ａ１票
②　使用印鑑届出書 兼 委任状　Ｂ１票
③　札幌市の競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）の写し　※ただし、登録有効期間に令和８年４月を含むものに限る
④　電子契約利用申出書　Ｄ票</td></tr>
</table>

令和８年度 競争入札等参加資格者（工事・建設関連サービス）追加登録申請要領

一般財団法人札幌市住宅管理公社

当公社が発注する工事（主に市立学校など札幌市有施設の維持修繕）の施行にあたり、下記の要件を満たす事業者について競争入札等参加資格者（以下「参加資格者」）として追加登録を行いますので、希望者は下記要領で追加登録申請をしてください。

記

１　登録要件

(1)　当公社への登録工種（業種）が札幌市の競争入札参加資格者（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）として登録（等級区分が設けられている工種については、同一の等級に限る）されていること。

(2)　札幌市内に本店（建設業許可上の主たる営業所の所在地）を登記していること。ただし、登録工種「６機械設備」及び業種の大分類が「建設関連サービス」を除く。

※登録済工種（業種）の変更申請は、毎年度１回（４月１日付け追加登録申請）のみとなります。

２　申請書類記載上の注意事項

申請書類は、**工事（機械設備を除く）が Ａ２票 、 Ｂ２票 、 Ｃ票 及び Ｄ票 の組合せ、機械設備工事 及び 設計・監理が Ａ３票 、 Ｂ３票 、 Ｃ票 及び Ｄ票 の組合せ**になりますので、該当する様式を使用してください。

⑴　Ａ２票 ／ Ａ３票 の記載について

ア　申請者（本店）欄

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者役職名及び氏名」は、登記簿謄本のとおり記載し、代表者印を押印してください。

イ　受任者（支店等）欄（ Ａ３票 のみ）

契約締結権限等（入札・見積・開札及びこれに関する復代理人選任、契約締結、代金の請求・受領等、契約に関する一切の権限）を支店等に委任する場合のみ記入してください。

ウ　Ｅメールアドレス欄

a　指名(見積)通知交付連絡をＥメールにより行いますので、確実に受信可能なＥメールアドレスを記入して下さい。契約締結権限等の委任をされる場合は、支店等のＥメールアドレスとなります。

b　記入(登録)できるＥメールアドレスの数は、１事業者につき１つに限りますので、「工事・建設関連サービス」と「役務（一般サービス業）」とでＥメールアドレスを使い分けることはできません。

c　記入にあたっては、読み間違い防止のため、特定の文字・数字にはフリガナ等を付けてください。対象の文字等及びフリガナ等の付け方（記入見本）については、申請要領中に説明があります。

エ　登録を申請する工種（業種）欄

登録できる工種（業種）は、申請者が札幌市の競争入札参加資格者（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）として登録されている工種（業種）のうち、別表２「工種（業種）分類表」の中分類からいずれか１工種（業種）のみとし、「工事」と「建設関連サービス」を重複して登録することはできません。

なお、「工事」での登録に際しては、登録を申請する工種について「一般建設業許可」又は「特定建設業許可」のいずれの許可を受けているかを○で囲んでください。

⑵　Ｂ２票 ／ Ｂ３票 の記載について

ア　申請者（本店）欄

Ａ２票 又は Ａ３票 の申請者（本店）欄と同様に記載し、代表者印を押印してください。

イ　契約締結権限等を委任する者（受任者）欄（ Ｂ３票 のみ）

Ａ３票 で契約締結権限等を支店等に委任した場合に限り、Ａ３票 の受任者（支店等）欄と同様に 記載してください。

ウ　使用印鑑押印欄

契約締結権限等を行使する際に使用する印鑑を押印してください。なお、Ａ３票 で契約締結権限等を支店等に委任した場合は、受任者（支店長等）の印鑑を押印してください。

⑶　Ｃ票 の記載について

登録申請者と特定関係（入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係）を有する他の事業者の有無及びその内容について、あらかじめ申告が必要となります（特定関係を有する事業者がいない場合も申告が必要です。）

詳細は、「同一入札への参加を制限される特定関係の代表的事例」を確認してください。

⑷　Ｄ票 の記載について

電子契約の利用を希望される場合は電子契約利用申出書に必要事項を記入して、あらかじめ申告が必要となります。

３　申請方法

下記①～⑤の５点を入れた封筒に、宛名及び切手を貼付のうえ、受付期間内に郵送してください。

①　令和８年度競争入札等参加資格者登録申請書
　※工事（機械設備を除く）の申請者は Ａ２票 ／ 機械設備工事 及び 設計・監理の申請者は Ａ３票

②　使用印鑑届出書 Ｂ２票（工事（機械設備を除く）の申請者）又は 使用印鑑届出書 兼 委任状 Ｂ３票（機械設備工事 及び 設計・監理の申請者）

③　Ｃ票

④　札幌市の令和８年度競争入札参加資格認定通知書（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の写〔登録有効期間に令和８年４月を含むもの〕

⑤　電子契約利用申出書　Ｄ票　【電子契約の利用を希望する場合】**【２０２６年１・２月に別途提出済みの場合は今回に限り不要とします。】**

４　受付期間

令和８年２月１６日（月）～令和８年３月１３日（金）までの消印有効

※　受付期間を過ぎたもの（郵便料金の不足等を理由に差出人に返送されたことにより受付期間を過ぎた消印が押印されたものを含む。）は受付できません

５　その他

（1）　提出書類の到達等のお問合せには、お答えしかねますのでご了承ください。**なお、到達を確認されたい方は、簡易書留郵便等で送付してください。**

（2）　提出された書類は返却いたしません。

【フリガナ等が必要なＥメールアドレス】

※　Ｅメールアドレスとして以下の文字等を記入する場合は、記入見本のとおりフリガナ等を付けてください。

種類	対象の文字等及びフリガナ等の記入見本
アルファベット（大文字）	ＡからＺまでの全２６文字について、下線を引いてください。 <u>A</u>　<u>B</u>　<u>C</u>　……　<u>Z</u>
アルファベット（小文字）	以下の８文字について、フリガナを付けてください。 ビー　ジー　アイ　ジェイ　エル　オー　キュー b　g　i　j　l　o　q
数字	以下の４字については、フリガナを付けてください。 ゼロ　イチ　ロク　ク 0　1　6　9

【宛名】

※　切り取って、封筒に貼付してください。

０６０−０００１
札幌市中央区北１条西２丁目９番地　オーク札幌ビル
一般財団法人　札幌市住宅管理公社
総務部 総務課　契約担当係　行

工事・建設関連ｻｰﾋﾞｽ申請書在

問合せ先

一般財団法人札幌市住宅管理公社　総務部 総務課 契約担当係　（電話　０１１−２１１−３３８１）

同一入札への参加を制限される特定関係の代表的事例

1　特定関係がある者同士の同一入札への参加制限

入札参加者（被指名者）間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合は、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。

なお、用語の定義については「６　用語の定義」を、事業協同組合等については「４　事業協同組合等の取扱い」を、特定共同企業体については「５　特定共同企業体の取扱い」をあわせて確認してください。

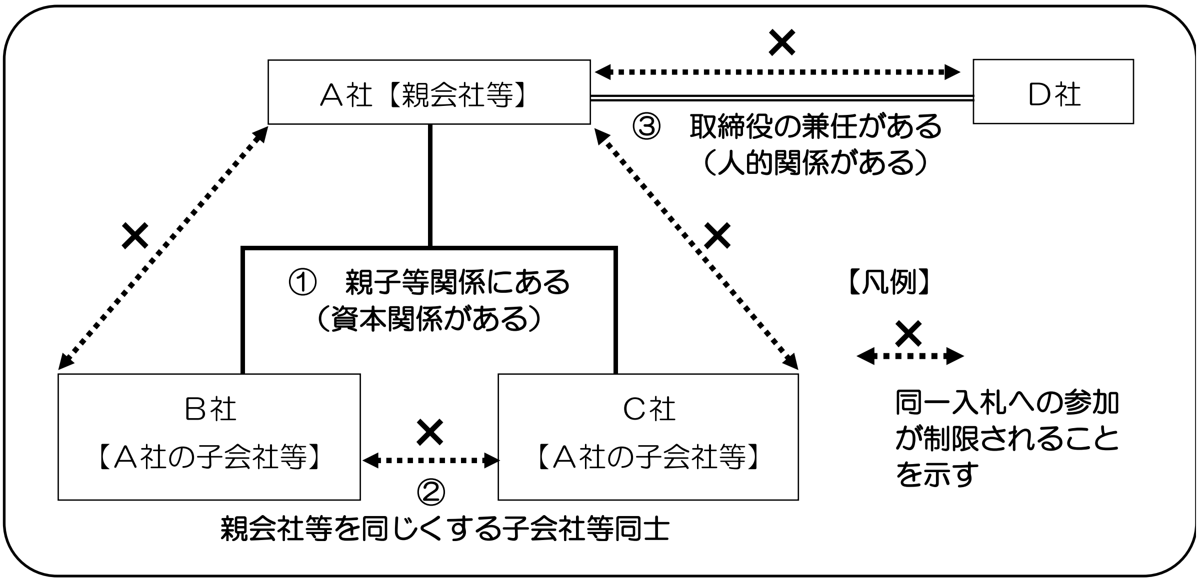

2　資本関係における親子等関係の判断事例

同一入札への参加が制限される資本関係（親子等関係）の代表的な事例は以下のとおりです。

なお、【例１】から【例１２】までの事例を含め、子会社等が次の①又は②に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子等関係はないものとします。

①　民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている場合
②　会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている場合

【例１】　直接過半数の議決権を有している場合

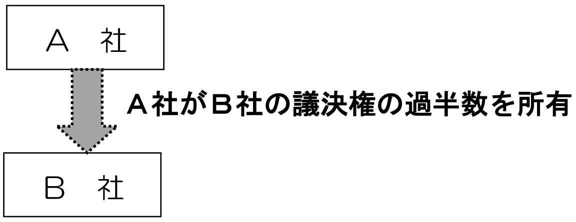

Ａ社は親会社等、Ｂ社はその子会社等

【例２】　親会社等と子会社等を合わせて過半数の議決権を有している場合

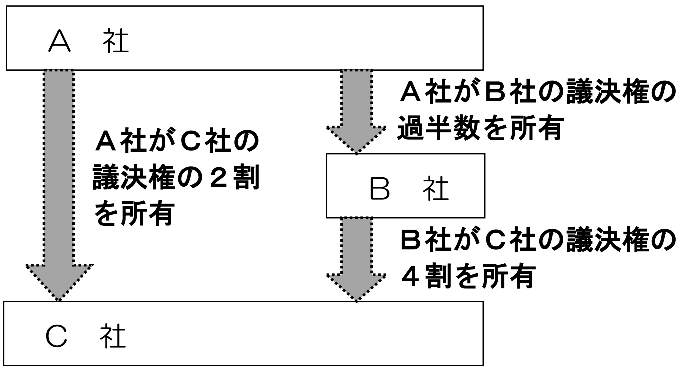

親子等関係にあるＡ社及びＢ社を合わせると、Ｃ社の議決権の過半数を有することから、会社法第２条の規定により、Ａ社はＣ社の親会社等とみなされ、Ｃ社はその子会社等とみなされる。

【例３】　子会社等が過半数の議決権を有している場合

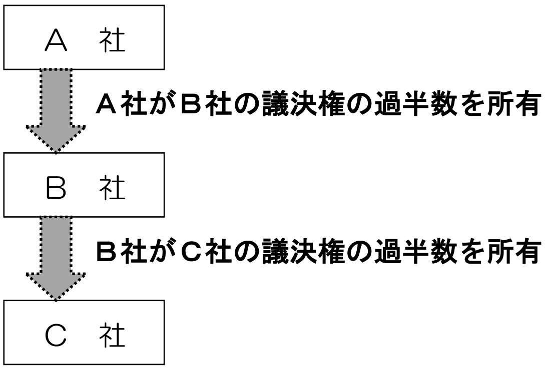

Ａ社とＢ社は親子等関係であり、子会社等であるＢ社がＣ社の議決権の過半数を有することから、会社法第２条の規定により、Ａ社はＣ社の親会社等とみなされ、Ｃ社はその子会社等とみなされる。

【例４】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、他の会社等※と合わせて過半数の議決権をする場合

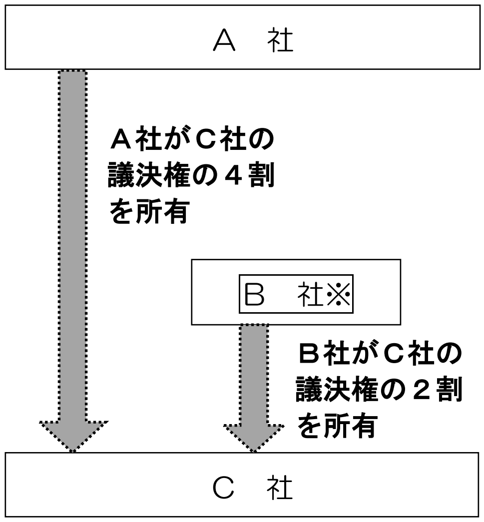

Ａ社とＢ社※が次の①～③のいずれかの関係に該当する場合、Ａ社はＣ社の議決権を過半数有することから、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

②　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例５】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、一定の人的な関係※が他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合

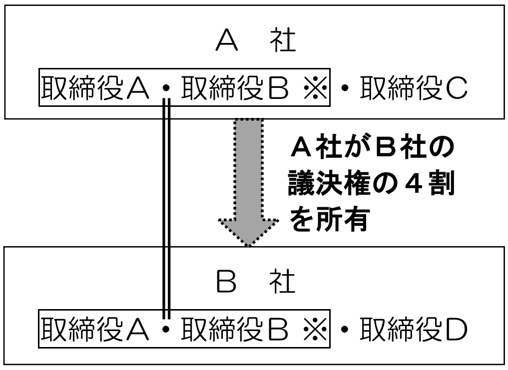

Ａ社とＢ社の取締役会等の構成員の過半数が次の①～③のいずれかの人的関係（一定の人的な関係※）に該当する場合、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己

②　自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例６】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

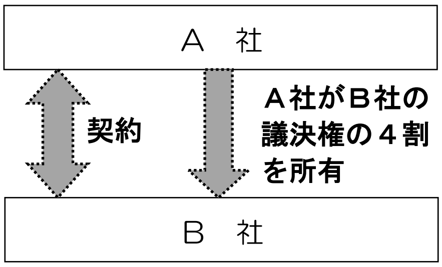

Ａ社がＢ社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例７】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、資金調達額の総額の５割超を融資している場合

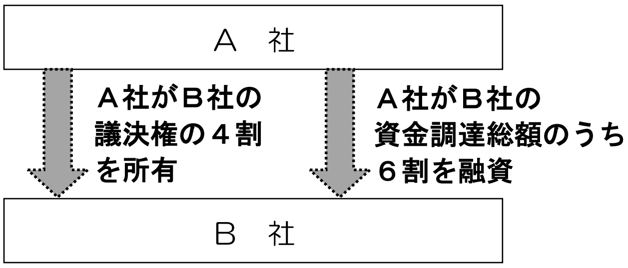

Ａ社がＢ社の資金調達額の総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＢ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例８】　議決権の保有が４割以上５割未満の場合で、他の会社等※と合わせて資金調達額の総額の５割超を融資している場合

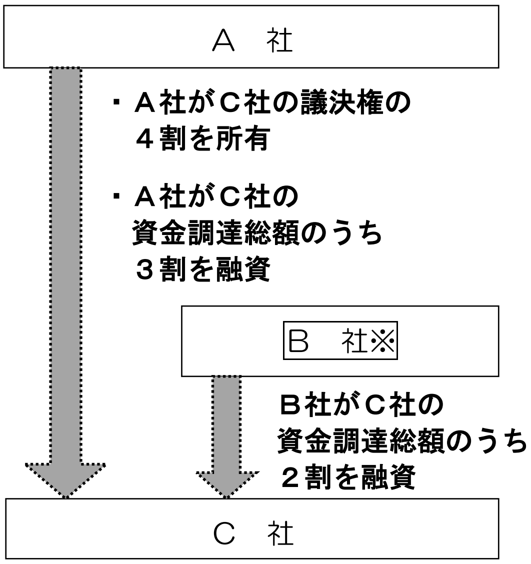

Ａ社とＢ社※が次の①又は②の関係に該当する場合、Ａ社はＣ社の資金調達総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係がある者

②　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例９】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１と合わせると過半数を超える場合で、一定の人的な関係※２が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合

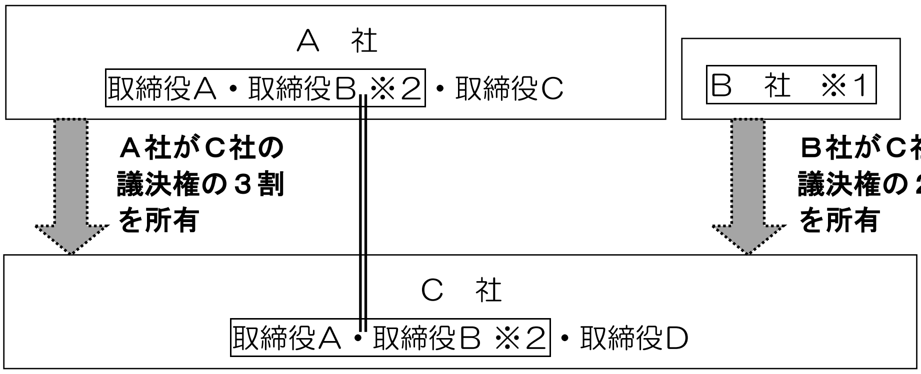

Ａ社とＢ社※１が次の①～③のいずれかの関係に該当し、さらにＡ社とＣ社が次の④～⑥のいずれかの関係（一定の人的な関係※２）に該当する場合、Ａ社はＣ社の議決権を過半数有しており、親子等関係にあるとみなされる。

１　Ａ社とＢ社※１の関係

①　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

②　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

③　自己の配偶者又は二親等内の親族

２　Ａ社とＣ社の取締役会等の構成員の人的関係（一定の人的な関係※２）

④　自己

⑤　自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者

⑥　自己の配偶者又は二親等内の親族

【例１０】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

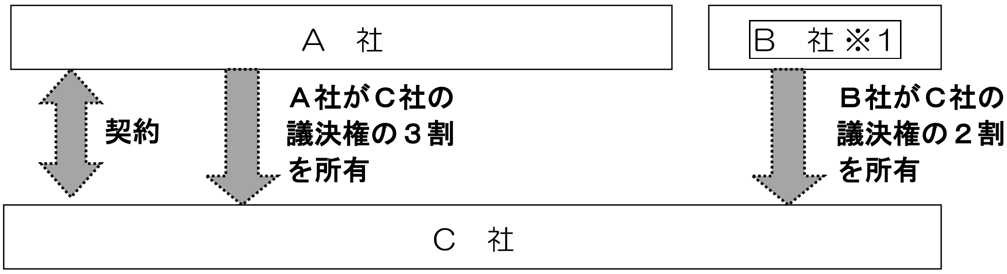

Ａ社がＣ社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例１１】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、資金調達額の総額の５割超を融資している場合

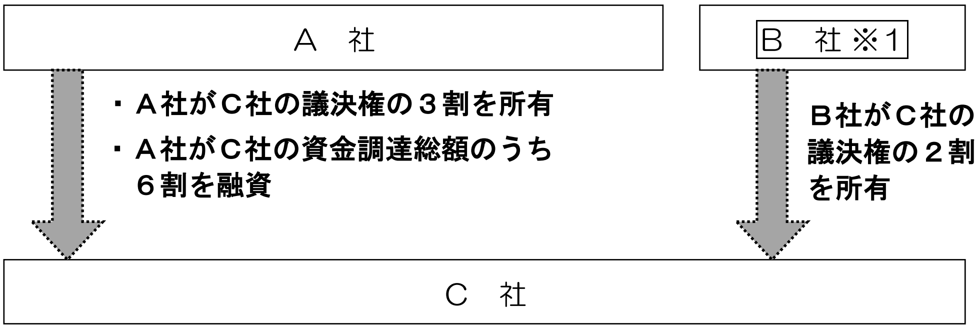

Ａ社はＣ社の資金調達総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

【例１２】　議決権の保有が０～４割未満で、他の会社等※１（【例９】と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、他の会社等と合わせて資金調達額の総額の５割超を融資している場合

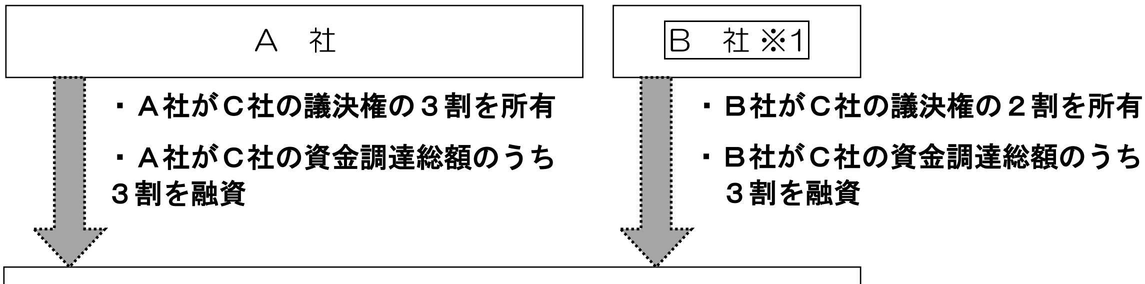

Ａ社はＢ社※１と合わせるとＣ社の資金調達額の総額の５割超を融資しているため、Ａ社とＣ社は親子等関係にあるとみなされる。

3　人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社等の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一入札への参加を制限します。

次の①～③のいずれかに該当する二者以上の関係が存在する場合は、**同一入札への参加制限を受ける人的関係**になります。

①　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第２条第７項に規定する更生会社である場合を除く。）

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

また、**上記①～③と同視しうる二者以上の人的関係（その他入札の適正さが阻害されると認められる関係）が存在する場合についても、同一入札への参加を制限**します。

4　事業協同組合等の取扱い

事業協同組合等（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会をいう。以下同じ。）が入札に参加する場合には、当該組合の組合員（構成員）が同一入札に参加することはできません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の組合員（構成員）である法人の役員である場合には、当該法人と特定関係にある会社等は同一入札に参加することはできません。

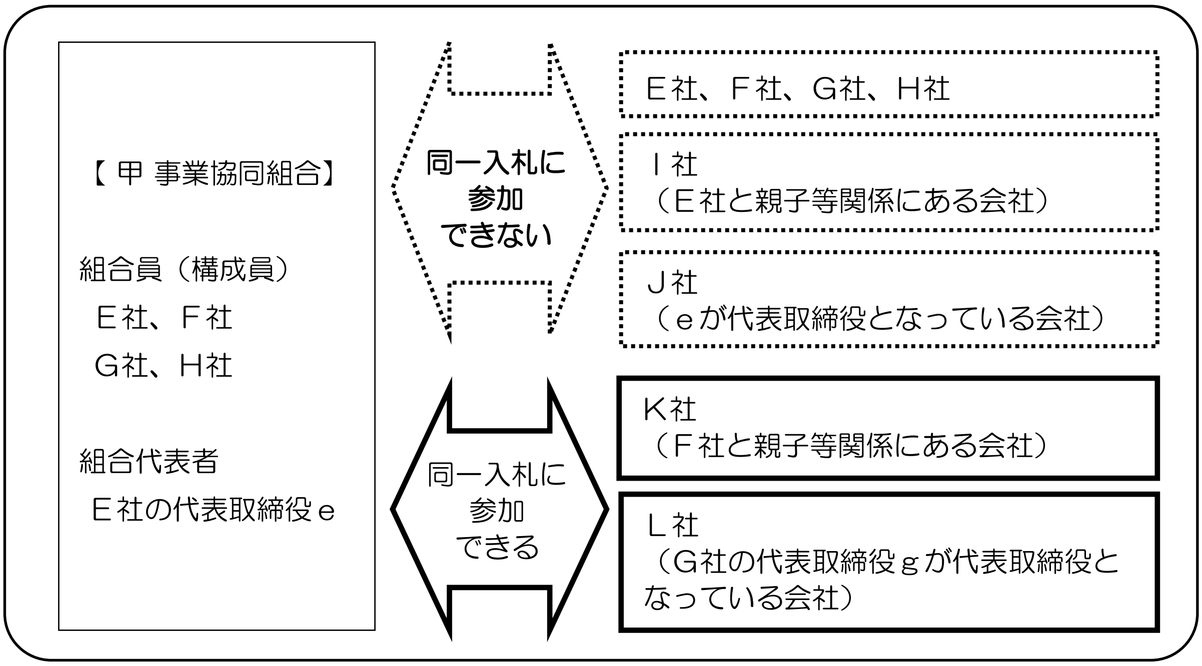

５　特定共同企業体の取扱い

特定共同企業体による参加が可能な入札において、入札参加者間に以下の事例のような特定関係がある場合は、同一入札への参加を制限します。

なお、特定共同企業体については、特定の工事等の施行等を目的として工事等ごとに結成する共同企業体のため、競争入札等の参加登録申請者として登録申請することはできません。

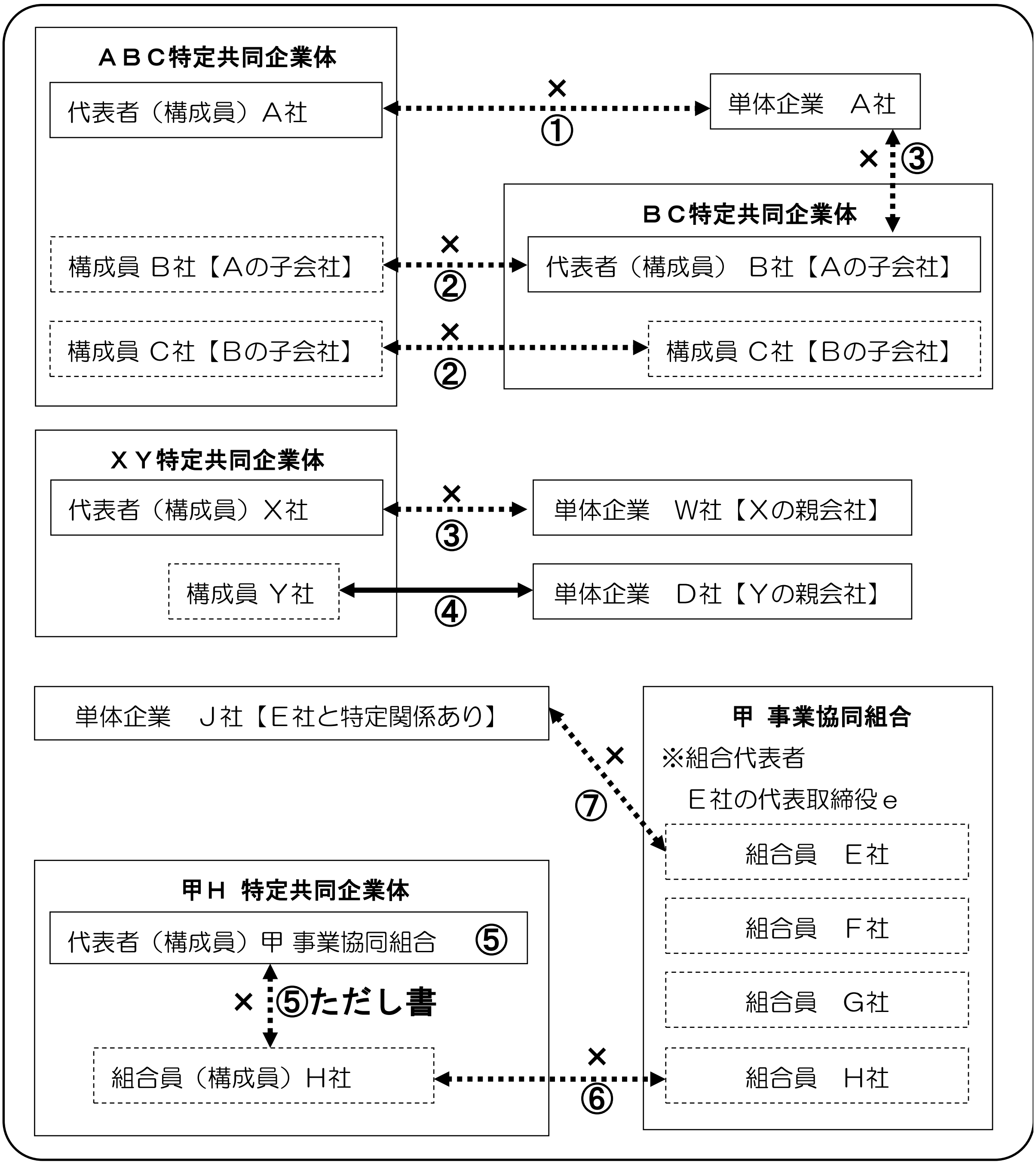

注１）　上記事例は、特定共同企業体と単体企業等（単体企業等とみなされる事業協同組合等を含む。）のいずれかで参加できる一般競争入札を仮定したものです。指名競争入札の場合は、説明文中の「入札参加者間」を「入札参加者（被指名者）間」とします。

注２）　上記事例が工事に係る入札である場合は、入札参加者（事業協同組合等及び特定共同企業体の場合においては代表者を含む構成員）と当該工事の設計業務等の受託者との間に特定関係があるときは、別途参加制限を受けることに留意してください。

（※　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱第６条第８号から第１０号までを参照）

【特定共同企業体の取扱いに関する説明事例中で用いる記号等について】

記号等	同一入札への参加制限に関する取扱い内容等
× ←‥‥‥→	同一入札への参加制限を受ける資本関係又は人的関係（特定関係）があることを示す。
←――→	入札参加者間に特定関係がある場合でも同一入札に参加可能なことを示す。 ※　一つの特定共同企業体内（一つの事業協同組合等内）の各構成員間における特定関係の存在自体は直接の制限対象とならないため、説明事例中では当該関係については記号等の表示はしていない
①	特定共同企業体の構成員（代表者を含む。） と 当該特定共同企業体の構成員（代表者を含む。）である単体企業等 が同一入札に参加できないことを示す。
②	特定共同企業体の構成員（代表者を含む。）である単体企業等 が ２以上の共同企業体の構成員（代表者を含む。） として同一入札に参加できないことを示す。
③	特定共同企業体の代表者である構成員 と 当該代表者である構成員と特定関係を有する単体企業等 が同一入札に参加できないことを示す。
④	特定共同企業体の代表者以外の構成員 と 当該代表者以外の構成員と特定関係を有する会社等 が同一入札に参加可能なことを示す。 ※　「４　事業協同組合等の取扱い」において、事業協同組合等の代表者が当該事業協同組合等の組合員（構成員）である法人の役員である場合を除き、当該法人と特定関係にある会社等の同一入札への参加が認められることを踏まえた取扱い
⑤	事業協同組合等の組合の特定共同企業体結成については、組合自体を単体企業等とみなす（ただし、組合と組合員（構成員）との組合せによる特定共同企業体結成は認められない）ことを示す。 ※　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領第８条第２項を参照
⑥	組合として入札に参加する事業協同組合等 と 当該組合の組合員（構成員）である単体企業等 が同一入札に参加できないことを示す。
⑦	事業協同組合等の代表者が役員である当該組合等の組合員（構成員）の法人 と 当該法人と特定関係にある会社等 が同一入札に参加できないことを示す。

６　用語の定義

この説明文（「同一入札への参加を制限される特定関係の代表的事例」）中において用いる用語の定義は、次のとおりです。

⑴　特定関係

この説明文で示す一定の資本関係又は人的関係（入札の適正さが阻害されると認められるこれらと同視しうる関係を含む。以下同じ。）で、同一入札への参加制限対象となるものをいいます。

⑵　被指名者

指名競争入札に関し、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準（平成23年１月31日制定。以下「被指名者選定基準」の規定により選定された者をいいます。

⑶　事業協同組合等

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会をいいます。

⑷　特定共同企業体

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年３月24日制定。以下「共同企業体要領」という。）第２条に規定する特定共同企業体をいう。

⑸　親会社等

会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第２条第４号の２に規定する親会社等をいいます。

⑹　子会社等

法第２条第３号の２に規定する子会社等をいいます。

⑺　資本関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係（親子等関係）をいいます。

ア　親会社等と子会社等の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑻　会社等

会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下「省令」という。）第２条第３項第２号に規定する会社等をいいます。

⑼　役員

省令第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア　株式会社の取締役（法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。）

イ　法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ　法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ　組合の理事

オ　その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

⑽　管財人

民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項又は会社更生法（平成14年法律第154号第67条第１項の規定により選任された管財人をいいます。

⑾　人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係をいいます。

ア　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第２条第７項に規定する更生会社である場合を除く。

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑿　工事等

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「工事等施行要領」という。）第２条第５号に規定する工事等をいいます。

⒀　参加登録申請者

一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱（平成23年１月31日制定第２条第２項に規定する申請者をいいます。

別表２

工種（業種）分類表

下記に定める中分類（工種又は業種）について、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録（備考欄で等級区分を設けたものについては同一等級に限る。）されていることを要する。

大分類	中分類 （工種又は業種）	備　　考
工事	１　土　　木	等級区分は、Ｂ又はＣに限る。
	２　造　　園	
	３　建　　築	等級区分は、Ａ、Ｂ及びＣ
	４　電　　気	等級区分は、Ａ、Ｂ及びＣ
	５　　管	等級区分は、Ａ及びＢ
	６　機械設備	
	７　塗　　装	
	８　防　　水	
	９　建　　具	
	10　通　　信	
建設関連サービス業	１　建築設計・監理業	
	２　土木設計・監理業	
	３　設備設計・監理業	